

幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書

政府は平成 22 年度予算に子ども手当の支給を盛り込みました。親の世帯の収入に関係なく一律で手当を支給することは、家庭の所得格差の是正には繋がらず、抜本的な少子化対策のためには不十分と言わざるを得ません。子育て世帯は幼児教育、保育サービスの充実を求めており、こうしたニーズに応える施策を的確に打ち出す必要があります。

特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められます。また、待機児童を解消し、全ての子育て世帯が安心して子どもを産み、育てる社会づくりを進めなければなりません。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項の実現に努めることを強く求めます。

- 1 幼児教育に対する子育て世帯の負担を段階的に軽減するため、幼児教育無償化に取り組むこと。
- 2 国の責任の下、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の確保に努め、保育所の拡充を図り、仕事と子育ての両立ができる社会の実現に取り組むこと。
- 3 中山間地域や離島など、税財政基盤が脆弱な地域においても、誰もが安心して保育や幼児教育に係るサービスが受けられるよう、今後の新たな制度設計にあたっては、地方自治体の財政力格差に対して十分な配慮を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月17日

島根県議会

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は平成21年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」、「住宅手当」、「就職安定資金融資」、「総合支援資金貸付」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、島根県においても、平成21年1月以降、生活保護の申請件数が急増しています。全国的にも約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施体制を確保すべきであると考えます。

よって、本議会は、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求めます。

記

- 1 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な対策を講じ、恒久的な制度化を行うこと。
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月17日

島根県議会